

不祥事防止のための校内ルール

1 生徒との携帯電話・スマートフォンでの連絡について

県の通知どおり、原則禁止とする。部活動等で必要な場合は、次の手順により行うものとする。

- ①生徒への連絡は、公用の電話、保護者を通じての連絡を原則とする。
- ②緊急時、安全上の配慮を要する場合で、かつ保護者に連絡がとれない時、携帯電話番号（ショートメールを含む）を使用する場合は、保護者から承諾書（別紙）を取り、教頭に提出する。
- ③上記②及びその他の緊急時に連絡が必要な場合は、携帯電話連絡履歴簿（別紙）に記録し、定期的（学期ごと）に教頭に提出する。
- ④教師から生徒への連絡体制は、極力必要最小限（キャプテン等）の人数にとどめ、生徒間の連絡網を活用することを基本とする。なお、教師から生徒への連絡については、LINEの使用は禁止する。

2 生徒への個別面談や個別の学習指導の際の対応のあり方

- ①周囲の同僚に居場所、内容等を伝えておく。
- ②準備室で面談等をする場合は外（廊下）から面談等の状況がわかるように、透明ガラスの部屋や扉を少し開けて行う。（外からわからない密室にならないような工夫）

3 部活動等引率時ややむを得ず教師の自家用車に同乗させる場合などの生徒指導上の対応のあり方

- ①出張伺い提出時に、「職員の自家用車への同乗について（生徒同意書）」、「自家用車生徒等同乗使用承認申請書（生徒同乗承認）」を教頭に提出すること。
- ②緊急時は、保護者に連絡をするとともに、管理職にも報告する。

4 校内でのスマートフォンの取り扱いについて

- ①原則、個人のスマートフォンは、授業・行事等の場に持ち込まない。
- ②学校行事など生徒を撮影する場合には、学校登録のカメラを使用する。
- ③どうしても個人のスマートフォンを授業・行事等で使用する場合には、必ず教頭に届出をして届簿に記入すること。